

日調連発第168号
令和5年9月13日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

郵便料金の変更に伴う不動産登記事務及び商業・法人登記事務の取扱いについて（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、本年10月1日からの郵便料金の変更（※）に当たり、不動産登記事務及び商業・法人登記事務（電子証明書の発行申請に係る事務を含む。）の取扱いについて下記のとおり情報提供がありましたので、参考までにお知らせします。

記

不動産登記及び商業・法人登記の登記申請人等又は登記事項証明書の交付請求人（以下「申請人等」という。）が、登記完了書類等又は登記事項証明書等の郵送による交付のため、変更前の郵便料金（以下「旧料金」という。）に相当する額の郵便切手を登記所に提出した上で登記の申請等又は登記事項証明書等の交付の請求（以下「申請等」という。）を行い、本年9月29日までに受付がされた場合において、その発送が本年10月1日以降となる場合であっても、申請人等は旧料金を負担すれば足りるものとする。

なお、本年10月2日以降に申請等の受付がされたものについては、申請人等が負担すべき郵便料金は変更後の郵便料金（新料金）とする。

※ 本年10月1日からの郵便料金の変更については、次のURLを参照

https://www.post.japanpost.jp/notification/pressrelease/2023/00_honsha/0425_01_0

[1.pdf](#)

